

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 257 号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附則</p> <p>第 3 条 次に掲げる物（既存石綿含有製品等に該当するものを除く。次条第 2 項において「適用除外製品」という。）については、当分の間、法第 55 条の規定は適用しない。</p> <p>1 石綿ジョイントガスケットから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。以下この条において同じ。）を含有するガスケットであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ この政令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設（以下「既存化学工業施設」という。）の設備（配管を含む。以下同じ。）の接合部分（<u>300 度</u>以上の温度の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの</p> <p>ロ （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 石綿又は石綿を含有する製剤その他の物であって、<u>前 3 号</u>に掲げる物の原料又は材料として使用されるもの</p>	<p>附則</p> <p>第 3 条 次に掲げる物（既存石綿含有製品等に該当するものを除く。次条第 2 項に置いて「適用除外製品」という。）については、当分の間、法第 55 条の規定は適用しない。</p> <p>1 石綿ジョイントガスケットから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。以下この条において同じ。）を含有するガスケットであって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ この政令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設（以下「既存化学工業施設」という。）の設備（配管を含む。以下同じ。）の接合部分（<u>200 度</u>以上の温度の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるもの</p> <p>ロ （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 <u>石綿を含有する断熱材（本邦に置いて製造されるミサイルに使用されるものに限る。）</u></p> <p>5 石綿又は石綿を含有する製剤その他の物であって、<u>前各号</u>に掲げる物の原料又は材料として使用されるもの</p>